

総 発 第 2 2 0 号
令和6年9月12日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 矢 口 明 子
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和6年7月29日付け監発第44号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 酒田のまつり実行委員会負担金（地域創生部交流観光課）
上記補助金の対象者 酒田の花火実行委員会

【指摘事項】

（1）契約の履行確認について

（酒田の花火実行委員会、地域創生部交流観光課）

酒田の花火実行委員会（以下「実行委員会」という。）では随意契約の方法で複数の業務委託契約を締結しているが、契約書に事業完了報告書の提出を明記しているにも関わらず、事業完了報告書が未提出で、実行委員会の検査結果を確認できないものがあった。委託料の支払は事業完了報告書提出後、実行委員会の検査に合格した後に支払う契約内容であるが、検査を実施せずに支払が行われていた。

また、受託者が再委託する場合は、契約書では事前に書面で実行委員会の承認を得ることと明記しているにも関わらず、未提出のまま事業が終了しているものがあった。

契約書にのっとり、適正に手続きを行うこと。

■措置内容

酒田の花火2024の事業実施にあたり、財政援助団体等監査を受け内部事務の手順を見直した。指摘事項については、契約書に定める事業完了報告書の提出を求めるなどし、契約内容が確実に実行されているか実行委員会としても確認をとりながら進

めているところである。事業の実施にあたっては、各規程を遵守し適正に事業を進めていく。

(酒田の花火実行委員会、地域創生部交流観光課)

(2) 内部統制について

(酒田の花火実行委員会、地域創生部交流観光課)

実行委員会で契約した業務委託に、具体的な業務内容が仕様書に示されていないなど、積算根拠が曖昧なまま契約を締結しているものがあつた。また、精算額の根拠が不明確のまま増額の変更契約も締結していた。

契約伺などの一連の決裁手続は行われていたが、仕様書の内容や積算を十分に検証して契約したとは言い難い状況である。

このような状況から、実行委員会として内部統制が機能しているとは言えないため、速やかに体制を整えること。

■措置内容

酒田の花火2024の事業を進めるに当たり、各事業者との契約行為等の手続きについては、事務局を担う市交流観光課が事務手続きを担当し、市の手続き方法を準用しながら各事業者との契約を進めた。昨年度の反省を踏まえ、業務内容を明確にした上で契約を進めることや、契約額の変更の際は、変更の理由等が明確で積算が見える等、各手続きにおいて整理を行ったところである。

今後の事業実施においても、適正に手続きを進めていく。

(酒田の花火実行委員会、地域創生部交流観光課)